

なんぶ 食育推進計画



ティーフォなんぶ マスコット
ちやきもりくん

平成24年3月

南部町役場 福祉保健課

目 次

第1章 計画策定について ······	2
1. 計画策定の趣旨 ······	2
2. 計画の位置づけ ······	3
3. 計画の期間 ······	3
第2章 食育推進と基本目標 ······	5
1. 食育推進の体制 ······	5
2. 食育推進の目標と基本的視点 ······	6
第3章 食をめぐる現状	
1. 生活リズムと食生活 ······	7
2. 食事の環境と態度 ······	12
3. 健康や食生活への関心 ······	14
4. 食文化 ······	15
5. 疾病 ······	16
第4章 計画の推進 ······	19
1. 計画の目標 ······	19
2. ライフステージに応じた食育の取組 ······	20
乳幼児期 ······	20
学童期・思春期 ······	22
青年期 ······	24
壮年期 ······	26
高齢期 ······	28
3. 目標を実現するために ······	29

第1章 計画策定について

1 計画策定の趣旨

社会が豊かになり便利になるにつれ、食に関わる状況は大きく変わってきました。

経済が発展し、世界中の流通が可能になるにつれ「利便性」や「効率性」が追求され、いつでもどこでも食べたいものが食べられる便利で豊かな社会になりました。

一方、好きなものを好きなように食べられるようになった結果、食べ過ぎや栄養バランスの偏りによる肥満や生活習慣病の増加、子どもや若い世代が朝食を食べないことや個食、孤食の増加などが見受けられ、「食」を取り巻く環境の変化に伴う問題が浮き彫りになってきました。

南部町でも同様に糖尿病罹患率、メタボリック症候群該当者が増えているのが現状です。また乳幼児期においても、肥満や肥満傾向の子どもがみられました。

このような中、赤ちゃんからお年寄りまでが生き生きと暮らしていくために、さまざまな体験を通して「食」に関する知識と選択する力を習得することにより、健全な食生活を実践する「食育」が一層求められています。

今回策定した「なんぶ食育推進計画」をもとに、それぞれのライフステージに応じた各自、団体の取り組みを行うことで、生活習慣病に罹るリスクを下げる事を目的としています。そのためにはライフステージに応じた各自・団体の取り組みが必要だと考えます。

国は、「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する意識の向上と、健全な食生活を実現することを目的に、平成17年6月に「食育基本法」を制定、同年7月15日から施行しています。

また、平成18年3月には、食育基本法に基づき、国の「食育推進基本計画」を策定し、「食」に対する意識や感謝の念、理解等が薄れ、健全な食生活の実現が困難となっている現状を回避し、「食」の再構築を推進するとしています。

さらに、平成23年3月にはこれまでの食育の推進の成果と食をめぐる諸課題を踏まえ「第2次食育推進基本計画」を策定しました。

県は、国の「第2次食育推進基本計画」を踏まえ、平成23年8月に「第2次やまなし食育推進計画」を策定し、「食育」を、家庭、学校、保育所、地域等社会の様々な分野の関係者が連携を図り、県民運動として取り組むことにより、「食育」が次の世代に受け継がれていく、豊かで活力ある社会の実現を目指しています。

さらに、食育基本法では、国民運動として「食育」を進める観点から、国、あるいは県の食育推進計画に基づき、市町村も食育推進計画を作成するように努めなければならぬと定められています。

「食育」とは

生きる上での基本であって、知育、道徳、体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。(食育基本法前文より)

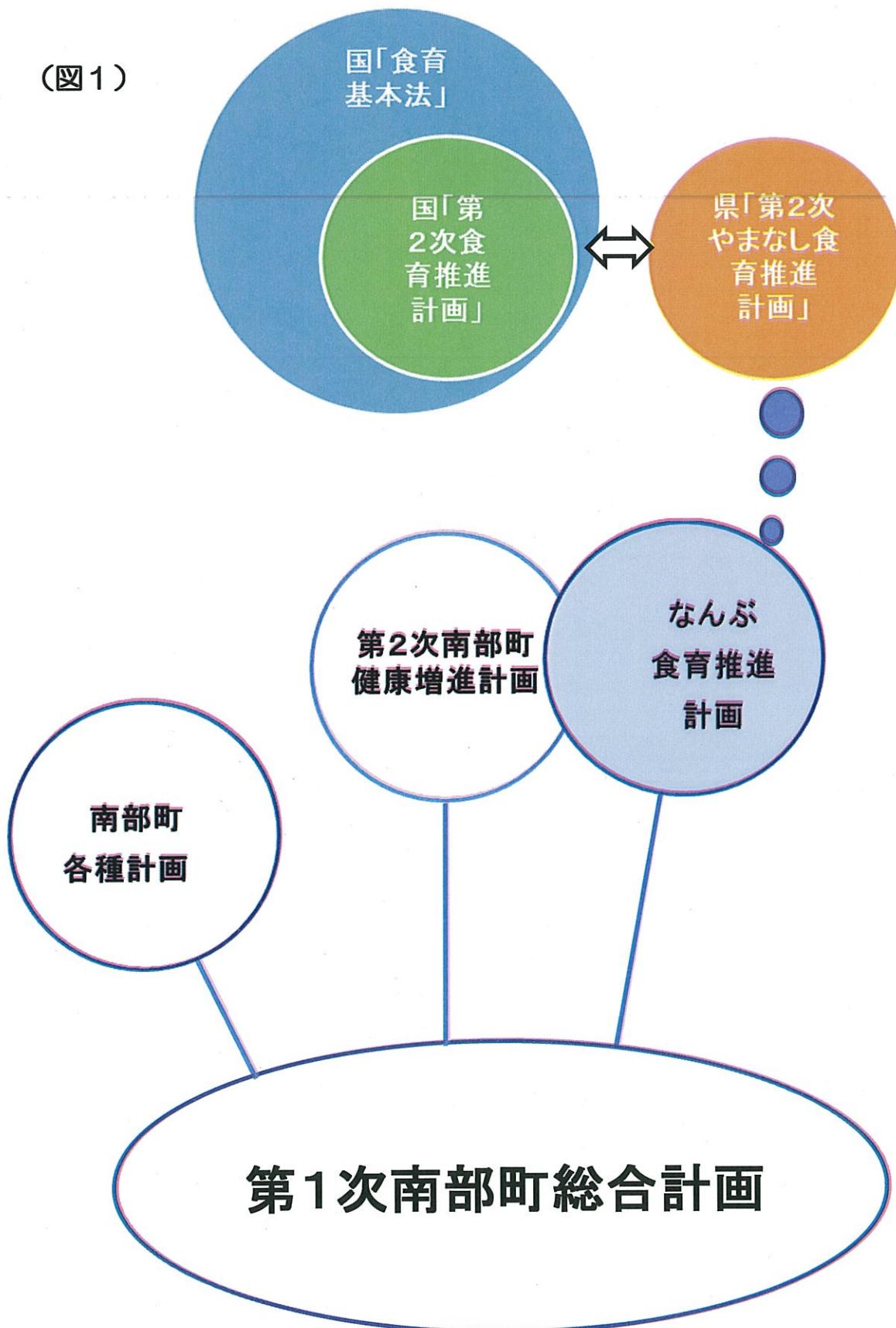
2 計画の位置づけ（図1）

- 「食育基本法」(平成17年6月17日法律第63号) 第17条に基づく「食育推進計画」として位置づけるものです。
- 町政運営の基本である「第1次南部町総合計画（平成17年度～平成26年度）」(平成17年3月策定)に基づき、町民の日々の主体的な努力と実践による「自分の健康は自分で維持・増進」を目指す健康増進へ向けた行動指針とするものです。
- 町健康増進の基本である「第2次南部町健康増進計画（平成20年度～平成24年度）」に基づく基本理念「食の安全と食育の普及啓発」「規則正しい食事の推進」に向けた行動計画として位置づけるものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とし、計画期間中に状況の変化が生じた場合には、必要に応じ見直すこととします。

(図1)

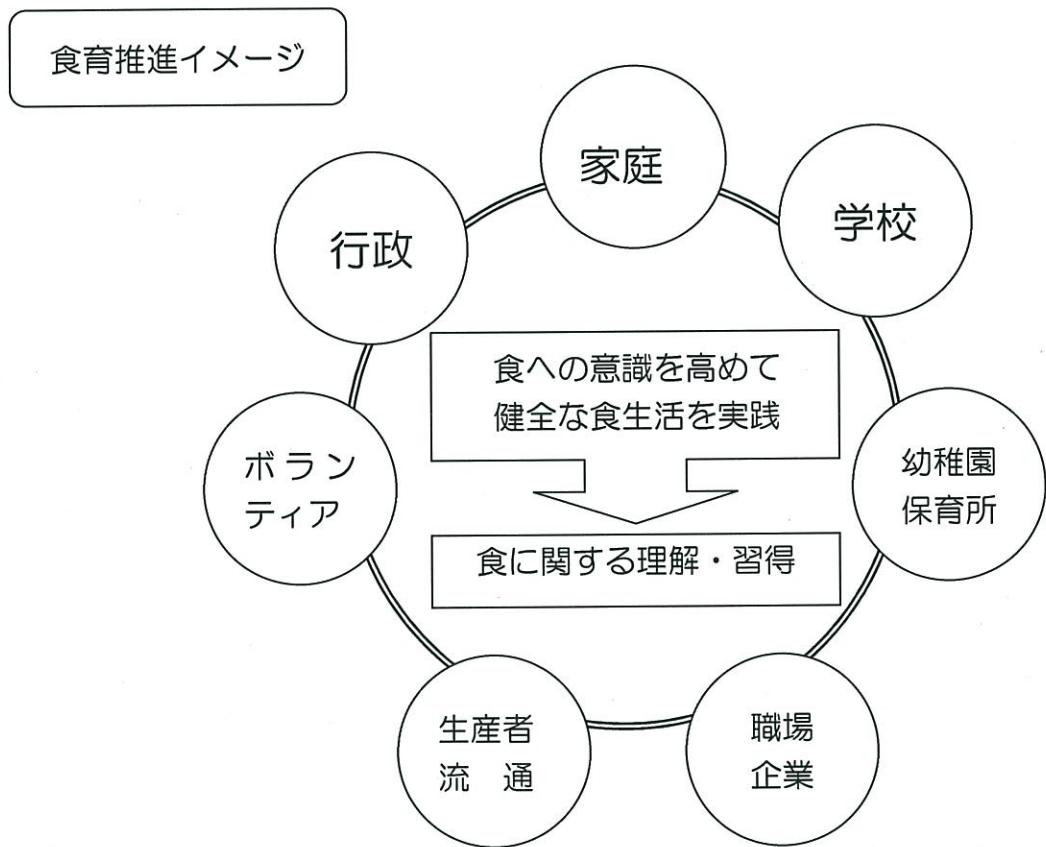


本計画は、これらの関連する計画等との整合を図り、食育についての施策を総合的・体系的に推進します。

第2章 食育推進と基本目標

1 食育推進の体制

食育の推進は、幅広い町民の理解と参加の中で、家庭、町民各自が所属する保育園・幼稚園、学校などの各施設、企業・職場、そして行政やボランティア、生産団体や流通業者などの地域が十分に連携しつつ多角的な取組みを総合的に展開し、実情に合った対策と推進をしていくことが必要です。



2 食育推進の目標と基本的視点

食育は子ども達だけでなく、家庭を育む若い世代や、健康で生き生きと過ごしたい高齢者にとっても必要です。

乳幼児からお年寄りまで町民一人ひとりが健康な心身を培い、豊かな人間性を育み、明るく豊かな地域を作り上げていくことを目指し、食育を町全体の課題としてとらえて推進します。

(1) 食育の基本目標

南部町の風土や文化等の特性を生かしながら、「食」の大切さの意識を高め、健全な食生活の実践と豊かな人間性を育てます。

すべての町民が、生涯を通じて心身ともに健康で生き生きと暮らしていくことを目指します。

(2) 目標を実現するための基本的視点

- ①食に関する感謝の気持ちと理解
- ②健康と食に関する知識の習得と実践
- ③食文化の継承と地産地消の推進
- ④食を通じたコミュニケーションの充実、拡大（家族との共食の推進）
- ⑤環境への配慮

(3) 目標を実現するための基本

- ①対象に応じた食育の推進
- ②食の理解と継承
- ③食育をすすめる環境づくり